

長柄町都市農村交流センター利用のきまり

長柄町都市農村交流センター指定管理者
株式会社 塚原緑地研究所

当センターでは、お客様に安全かつ快適にご利用いただくために、次のとおり施設利用のきまりを定めておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。

この規則を遵守いただけない場合は、当センター内諸施設のご利用をお断り申し上げますので、予めご承知おきください。

1. 適用範囲

当センターの全施設（宿泊施設、ホール、会議室、バーベキュー施設、テニスコート、野球場、プール、敷地等すべてを含みます。以下総称して「当センター内諸施設」といいます。）ご利用の来館者に適用させていただきます。

ただし、宿泊施設のご利用で宿泊約款等にこの「きまり」と異なる規定がある場合は、当該宿泊約款等の規定が優先します。

2. 火災予防及び保安に関すること

- (1) 指定された場所以外での火気の使用は、禁止されています。
- (2) 喫煙場所以外での喫煙は、お断りいたします。
- (3) お客様用以外の施設（バックヤード、非常階段、機械室など）には、立ち入らないでください。

3. お預り品、お忘れ物等の取り扱いに関すること

- (1) お預り品の保管は、原則、お預りの日から3ヶ月間経過後は、処分させていただきます。
- (2) お忘れ物、拾得物の処置は、法令に基づいてお取り扱いさせていただきます。

4. 反社会的勢力等の施設利用の禁止に関すること

- (1) 次に掲げる組織、個人については、当センター内諸施設のご利用をお断りいたします。
 - (a) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及びその関係者
 - (b) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者
 - (c) 反社会的団体、反社会的団体員及びその関係者
 - (d) 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧の不当要求及びこれらに類する行為が認められる場合
 - (e) 心神耗弱、薬物等による自己喪失など自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある者
 - (f) 下記5の「その他禁止事項」について、当センターから注意を受けて直ちにその行為を止めなかった者
- (2) 前(a)(b)ないし(c)に該当することが判明した場合は、その時点以降、一切のご利用を

お断りさせていただきます。

5. その他禁止事項

- (1) 当センター内諸施設で、高声、放歌又は喧騒な行為等、他のお客様にご迷惑となる行為
- (2) 当センター内諸施設に、他のお客様のご迷惑になるものをお持ち込みになること。
 - (a) 犬、猫、小鳥等の動物、ペット類全般（ただし、盲導犬、介助犬等は除く。）
 - (b) 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類、危険性のある製品、悪臭を発するもの、著しく多量な物品、その他法令で所持を禁止されているもの等
- (3) 当センター内諸施設で賭博や風紀、治安を乱すような行為
- (4) 当センター内諸施設で許可なく広告・宣伝物の配布や物品の販売、営業行為等を行うこと。
- (5) 当センター内諸施設で許可なくビラ等の配布、署名活動等の行為を行うこと。
- (6) 通路やホールなどに所持品を放置すること。
- (7) 当センター内諸施設の諸物品を他の場所へ移動したり、敷地外に持ち出すこと。
- (8) 当センターの建築物や諸設備に傷や異物をつける等、現状に変更を加えること。
- (9) 当センター内諸施設に、街頭宣伝車、改造車等他のお客様に不安感を及ぼしたり、ご迷惑となるおそれがあると当センターが判断する風体や車両等で来場又は駐停車すること。
- (10) その他当センターが不相当と判断する行為